

令和2年9月30日

令和3年度の財政投融资計画要求書

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 令和3年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	20	30	△10	△ 33.3
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	20	30	△10	△ 33.3

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和3年度末 残高(見込)	令和2年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	1,970	2,244	△274	△ 12.2
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	1,970	2,244	△274	△ 12.2

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	453	423	30
(内訳)			
ダム等建設費	332	271	61
用水路等建設費	120	152	△31

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和3年度 要 求 額	令和2年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	1,347	1,298	49
(財源)			
財政投融资	20	30	△10
財政融資	20	30	△10
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	1,327	1,268	59
一般会計交付金	350	359	△9
一般会計補助金	115	112	3
財投機関債	50	50	—
割賦負担金等	366	438	△72
負担金	289	303	△14
その他	156	5	151

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：独立行政法人水資源機構)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

機構は、洪水調節等の治水目的と水道用水、工業用水、農業用水の確保といった利水を目的とする広域的かつ大規模なダム等の建設から管理までを総合的かつ一元的に推進し、極めて公共性の高い事業を行っている。

このような県域を越えた広域的な事業は県レベルの行政では対応が困難である。また、事業には多数の利水者等が参加し、その利害関係が複雑多岐にわたっており、国レベルでもそれぞれ所管が異なることから、機構が多数の利害の総合調整を一元的に担当することで、円滑かつ効率的な水資源の開発及び利用の推進を可能にしている。

治水事業は、河川下流地域の住民の生命・財産の安全保持、国土の保全を図るもので、国の行政として行われる事業であり、また、利水事業についても、利水の各用途は、国民経済及び国民生活上極めて公益性が高く、国からの補助金等が必要な事業であることから、利潤獲得を目的とする民間企業で行うことは適切でなく、公的主体が実施すべきものである。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

該当なし。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

機構が実施している事業は、公共事業の効率的な執行及び事業実施における客観性、透明性を確保する観点から、主務各省において政策評価制度を設け、中止を含めて再評価が実施されており、真に必要な事業を峻別した上で財投要求を行っていることとされている。各省の再評価の概要は、以下のとおりである。

○ 国土交通省

a 再評価対象基準

- ・ 事業採択後3年を経過した時点で未着工の事業
- ・ 事業採択後5年を経過した時点で継続中の事業
- ・ ダム事業の実施計画調査費が予算化後3年を経過している事業
- ・ 再評価後3年を経過している事業
- ・ 社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生

じたと再評価実施主体（関係地方整備局及び水資源機構等）又は国土交通省の事業を所管する本省内部部局の長が判断した事業

b 再評価の内容

- ・事業の必要性等（事業を巡る社会経済情勢等の変化、事業の投資効果及び事業の進捗状況）
- ・事業の進捗の見込み
- ・コスト縮減や代替案立案等の可能性

c 再評価の実施状況

平成13年度	徳山ダム（継続決定）
平成14年度	栗原川ダム（中止決定）
平成15年度	滝沢ダム、思川開発、丹生ダム、武蔵水路改築、大山ダム（継続決定）、戸倉ダム（中止決定）
平成16年度	徳山ダム、川上ダム（継続決定）
平成17年度	対象事業なし
平成18年度	対象事業なし
平成19年度	小石原川ダム、思川開発（継続決定）
平成20年度	武蔵水路改築、大山ダム、川上ダム、丹生ダム、滝沢ダム（継続決定）
平成21年度	対象事業なし
平成22年度	対象事業なし
平成23年度	思川開発、武蔵水路改築、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、大山ダム、小石原川ダム（継続決定）
平成24年度	対象事業なし
平成25年度	対象事業なし
平成26年度	思川開発、武蔵水路改築、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム（継続決定）
平成27年度	対象事業なし
平成28年度	対象事業なし
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	対象事業なし
令和元年度	思川開発（継続決定）

なお、思川開発、木曾川水系連絡導水路、川上ダム、丹生ダム、小石原川ダムについては、平成22年9月28日に国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を進めるよう指示があり、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、関係地方整備局と共同して検証に係る検討を進めているところであるが、小石原川ダムについては平成24年12月、川上ダムについては平成26年8月に「事業継続」、丹生ダムについては平成28年7月に「事業中止」、思川開発については平成28年8月に「事業継続」との対応方針が決定している。

○ 農林水産省

a 再評価対象基準

- ・事業実施計画認可後5年を経過した時点で未着手の事業、10年が経過

した時点で継続中の事業又は事業実施計画認可後5年を経過した時点で継続中の事業であって、農村振興局長が必要と認めた事業

- ・10年を超えて継続する事業については、直近の再評価実施年度から5年ごと

b 再評価の内容

- ・事業の進捗状況
- ・関連事業の進捗状況
- ・事業実施計画の重要な部分の変更の必要性の有無
- ・社会経済情勢の変化
- ・費用対効果分析の基礎となる要因の変化
- ・環境との調和への配慮
- ・事業コスト縮減等の可能性
- ・代替案の実現可能性

c 再評価の実施状況

平成13年度	対象事業なし
平成14年度	愛知用水二期（継続決定）
平成15年度	対象事業なし
平成16年度	豊川用水二期、香川用水緊急改築（継続決定）
平成17年度	対象事業なし
平成18年度	印旛沼開発施設緊急改築（継続決定）
平成19年度	対象事業なし
平成20年度	対象事業なし
平成21年度	豊川用水二期（継続決定）
平成22年度	対象事業なし
平成23年度	対象事業なし
平成24年度	対象事業なし
平成25年度	対象事業なし
平成26年度	豊川用水二期（継続決定）
平成27年度	両筑平野用水二期（継続決定）
平成28年度	対象事業なし
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	対象事業なし
令和元年度	豊川用水二期（継続決定）

○ 経済産業省

a 再評価対象基準

- ・事業評価実施後5年以上連続して補助金の交付を受けている事業
- ・事業計画の大幅な変更や、事業の継続に対する疑念等が生じたことを確認した場合
- ・行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年6月29日法律第86号）第7条第2項第2号に該当する場合

b 再評価の内容

- ・需要の見通し（給水区域、給水量及び需要発生時期等）

- ・施設建設計画（施設規模、建設行程等）
- ・費用便益分析等

c 再評価の実施状況

平成13年度	房総導水路（継続決定）
平成14年度	愛知用水二期（継続決定）
平成15年度	対象事業なし
平成16年度	豊川用水二期、香川用水緊急改築（継続決定）
平成17年度	対象事業なし
平成18年度	印旛沼開発施設緊急改築、豊川用水二期（継続決定）
平成19年度	対象事業なし
平成20年度	対象事業なし
平成21年度	対象事業なし
平成22年度	対象事業なし
平成23年度	対象事業なし
平成24年度	豊川用水二期（継続決定）
平成25年度	木曾川水系連絡導水路（継続決定）
平成26年度	武蔵水路改築、豊川用水二期（継続決定）
平成27年度	対象事業なし
平成28年度	対象事業なし
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	木曾川水系連絡導水路（継続決定）
令和元年度	豊川用水二期、房総導水路施設緊急改築（継続決定）

○ 厚生労働省

a 再評価対象基準

水道施設整備に係る厚生労働大臣がその実施に要する費用の一部を補助する事業について

- ・原則として、事業採択後5年を経過して未着手の事業及び10年を経過して継続中の事業を対象とし、10年経過以降は原則5年経過ごとに実施
- ・その他、社会経済情勢の急激な変化等により事業の見直しの必要が生じた場合には適宜実施
- ・ダム、河口堰、湖沼水位調節施設の新築に係る事業にあつては、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期に評価を実施。なお、本体工事又は本体関連工事の着手前の適切な時期又は着手後に評価を実施した場合は、以後10年間評価を要しない。

b 再評価の内容

- ・事業の概要
- ・事業をめぐる社会経済情勢等
- ・事業の進捗状況
- ・新技術の活用、コスト縮減及び代替案立案の可能性
- ・費用対効果分析

ｃ 再評価の実施状況

平成13年度	対象事業なし
平成14年度	愛知用水二期（継続決定）
平成15年度	対象事業なし
平成16年度	豊川用水二期、香川用水緊急改築（継続決定）
平成17年度	福岡導水（継続決定）
平成18年度	印旛沼開発施設緊急改築、豊川用水二期（継続決定）
平成19年度	小石原川ダム、群馬用水施設緊急改築（継続決定）
平成20年度	大山ダム、思川開発、滝沢ダム、福岡導水（継続決定）
平成21年度	対象事業なし
平成22年度	川上ダム、両筑平野用水二期（継続決定）
平成23年度	対象事業なし
平成24年度	小石原川ダム、豊川用水二期（継続決定）
平成25年度	思川開発、木曾川水系連絡導水路、両筑平野用水二期（継続決定）
平成26年度	武蔵水路改築、川上ダム、豊川用水二期（継続決定）
平成27年度	対象事業なし
平成28年度	思川開発（継続決定）
平成29年度	対象事業なし
平成30年度	木曾川水系連絡導水路、利根導水路大規模地震対策（継続決定）
令和元年度	豊川用水二期、房総導水路施設緊急改築（継続決定）

加えて、現行の水資源開発基本計画（フルプラン）は、近年の気候変動を踏まえた水利用の安定性確保、施設の改築や一定の条件整備の下での用途間転用等による既存施設の有効活用等の多様な課題について十分検討を行い、水需給上の必要性等を厳正に吟味した上で改定されることとなっている。

なお、上記の観点から見直しを行い、平成27年12月に「豊川水系」、平成28年1月に「淀川水系」、平成30年3月に「木曾川水系」、平成30年6月に「筑後川水系」、平成31年3月に「利根川水系及び荒川水系」、平成31年4月に「吉野川水系」の改定が行われた。

<財投計画の運用状況等の反映>

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和3年度要求は、事業規模や自己資金を十分精査した適切なものとなっており、引き続き財投運用残が生じないよう努めていく。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	29年度	30年度	元年度
運用残額	—	—	—
運用残率	—	—	—

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 令和3年度における財投機関債の発行内容

発行予定額：50億円・発行形態：普通社債型

(参考)令和2年度における財投機関債の発行予定額・発行形態等

発行額：50億円

発行形態：普通社債型

年 限：3年

2. 要求の考え方

機構の借入金は、利水事業を行う地方公共団体等の受益者負担金を事業の着手から完成までの間、機構が立て替える超長期の立替資金であることから、長期のものが必要であること。

利水事業の各用途（水道用水、工業用水、農業用水）は、国民経済及び国民生活上極めて公益性が高く、低コストで水供給を行うことが必要な事業であり、利水者は、借入金により生じた利息も含めて負担することから、より低利の借入金が必要であること。

以上のことから、機構の借入金は「長期、低利かつ安定」した資金を調達する必要があり、民間資金に比較して長期・低利な政府資金の確保に努めてきたところである。

財投機関債については、財投改革の趣旨を踏まえ、引き続き、財投機関債の発行に努めることとし、令和3年度においては、資金調達額が少額であることを勘案し安定的な発行に必要な規模として50億円を要求している。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：独立行政法人水資源機構)

「経済財政運営と改革の基本方針2020」及び「成長戦略実行計画・成長戦略フォローアップ・令和2年度革新的事業活動に関する実行計画」に盛り込まれた事項に関する要求内容

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）に基づき、引き続き、防災・減災対策の推進にあたり、洪水調節機能強化対策の実施に必要な事業規模として3億円を要求する（これに係る受益者負担金は、当該年度支払のため財政投融資の要求はなし）。

「経済財政運営と改革の基本方針2020」（令和2年7月17日閣議決定）
第2章 国民の生命・生活・雇用・事業を守り抜く
2. 防災・減災、国土強靱化—激甚化・頻発する災害への対応

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：独立行政法人水資源機構）

1. 政策的必要性

水資源開発事業は、水資源開発促進法によって指定された7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川）における水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業である。機構は、国又は地方公共団体に代わって利水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的用水路などの建設及び管理を行っている。それらの事業を通じて、水道用水、工業用水及び農業用水の確保・供給を行うと共に、洪水調節、流水の正常な機能の維持と増進を図っている。

機構が実施する事業は、広域的かつ大規模な事業である。県域を越えた広域的な事業は、県レベルの行政では対応が困難である。

また、事業には多数の利水者等が参加し、その利害関係が複雑多岐にわたっており、国レベルでもそれぞれ所管が異なることから機構が多数の利害の総合調整を一元的に担当することで、円滑かつ効率的な水資源開発事業の推進を可能にしている。

2. 民業補完性

機構は、洪水調節等の治水目的と水道用水、工業用水、農業用水の確保といった利水目的を合わせた多目的かつ公共性の高い事業を行っている。

機構の実施する事業のうち治水事業は、下流地域の住民の生命・財産の安全保持、国土の保全を図る事業であり、公共性が極めて高く、河川法の特例として河川管理者（国土交通大臣）に代わって行うものであり、いわば国策として実施されているものである。

利水事業のうち、農業用水に係るものについては、国営土地改良事業に相当するものとして国（農林水産省）に代わって行うものであり、また水道用水、工業用水に係るものについては、地方公共団体の水道事業又は工業用水道事業に相当するものとして都府県等に代わって行うものである。これら各種用水を広域的に供給する事業は、国民経済、国民生活上極めて公共性が高いものである。

このような事業の性格から、利潤獲得を目的とする民間事業で行うことは適切ではなく、公的主体が実施すべきものである。

3. 有効性

水資源開発事業は、水資源開発促進法によって指定された7水系（利根川、荒川、豊川、木曾川、淀川、吉野川及び筑後川）における水資源開発基本計画に基づく水資源の開発又は利用のための事業である。機構は、国又は地方公共団体に代わって利水・治水を目的とした緊急で広域的かつ大規模なダム、河口堰、湖沼水位調節施設及び多目的用水路などの建設及び管理を行っている。それらの事業を通じて、水道用水、工業用水及び農業用水の確保・供給を行うと共に、洪水調節、流水の正常

な機能の維持と増進を図っている。
 具体の事業の成果及び達成時期は以下のとおりである。

(1) ダム等建設事業 (建設事業)

水系	事業名	成 果				達成 時期 (年度)	備 考
		洪水 調節 (m3/s)	新規開発 (導水)				
			農業 用水 (m3/s)	水道 用水 (m3/s)	工業 用水 (m3/s)		
利根川 荒川	思川開発(南摩ダム)	130→ 5		2.984 (1.163)		R6	新規開発分 (うち非かんがい期のみ)
	奈良俣ダム再生	370→ 10	0.690	8.045	0.650	R4	既存ダムの諸元を記載
木曾川	木曾川水系連絡導水路			3.300	0.700	H27	導水量を記載
淀川	川上ダム	850→ 70		0.358		R4	新規開発分
吉野川	早明浦ダム再生	4700→2000	18.870	7.470	14.110	R10	既存ダムの諸元を記載
筑後川	小石原川ダム	190→ 50		0.650		R10	既存ダムの諸元を記載 (R1概成)
合 計	最大供給量		19.560	22.807	15.460	57.827	
	うち新規開発分			3.342		3.342	

(2) 用水路等建設事業 (二期・改築事業)

水系	事業名	成 果				達成 時期 (年度)	備 考
		洪水 調節 (m3/s)	導 水				
			農業 用水 (m3/s)	水道 用水 (m3/s)	工業 用水 (m3/s)		
利根川 荒川	利根導水路大規模地震対策		74.023	31.871	1.850	R5	施設管理規程の導水量を記載
	成田用水施設改築		3.250			R10	施設管理規程の導水量を記載
豊川	豊川用水二期		20.469	4.183	2.430	R12	事業実施計画の導水量を記載
木曾川	愛知用水三好支線緊急対策		1.925			R4	施設管理規程の導水量を記載
吉野川	香川用水施設緊急対策		11.300	3.870	0.630	R6	施設管理規程の導水量を記載
筑後川	福岡導水施設地震対策			2.767		R14	施設管理規程の導水量を記載
合 計			110.967	42.691	4.910	158.568	

(3) 開発・導水量合計

	区 分	単 位	農業 用水	水道 用水	工業 用水	計	
総合計	最大供給量	m3/s	130.527	65.498	20.370	216.395	
	うち新規開発分	m3/s		3.342		3.342	

4. その他

受益者負担金の立替金である機構の借入金は、建設事業完了後に利水者から割賦負担方式により徴収し、借入金の返済に充当している。

この割賦負担金の金利、期間及び返済方法は、利水者と協議の上、国土交通大臣及び関係主務大臣の認可を受けることとされている。

借入金立替資金であり、これを負担する利水者が地方公共団体等であるという実態から、機構の借入金の償還に支障が生じることはないものとする。

また、機構法上、負担金をその納付期限までに納付しない場合には、国税の滞納処分の例により強制徴収できることになっており、負担金の回収に万全を期す仕組みとなっている。

なお、これまでに割賦負担金が滞納された事例はない。

元年度決算に対する評価

(機関名：独立行政法人水資源機構)

1. 決算についての総合的な評価

令和元事業年度の当期純損失は、1,724百万円であるが、前中期目標期間繰越積立金取崩額3,988百万円を計上した結果、当期総利益は2,264百万円となる。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○資産

(単位：百万円)

科目	H30決算額	R1決算額	増△減額
流動資産	84,238	80,891	△ 3,347
固定資産	3,441,510	3,402,595	△ 38,915
事業用固定資産	2,785,121	2,714,944	△ 70,176
一般用固定資産	6,831	6,680	△ 151
建設仮勘定	339,541	393,193	53,652
割賦元金	292,675	265,112	△ 27,563
その他の固定資産	17,342	22,666	5,324
資産合計	3,525,748	3,483,486	△ 42,262

- ・事業用固定資産は、建設仮勘定からの振替等による増額（5,448百万円）があつたが、これを上回る減額（減価償却等、75,624百万円）があつたため、減額となつた。
- ・建設仮勘定は、事業用固定資産への振替等による減額（1,569百万円）があつたが、これを上回る増額（事業進捗、55,221百万円）があつたため増額となつた。
- ・割賦元金は、建設期間中の精算に伴う計上（8,343百万円）があつたが、これを上回る減額（利水者からの回収、35,906百万円）があつたため減額となつた。

○負債

(単位：百万円)

科 目	H30決算額	R1決算額	増△減額
流動負債	62,736	60,480	△ 2,256
固定負債	3,380,179	3,342,205	△ 37,973
資産見返負債	3,091,546	3,066,103	△ 25,444
長期預り補助金等	826	819	△ 7
水資源債券	8,000	9,000	1,000
長期借入金	254,699	240,858	△ 13,841
引当金	25,077	25,353	275
その他の固定負債	30	73	43
負債合計	3,442,915	3,402,686	△ 40,229

- ・長期借入金は、建設事業の進捗に要した新規調達額（19,000百万円）があったが、返済・償還額（32,841百万円）が上回ること等があったため減額となった。

(2) 費用・収益の状況

○費用

(単位：百万円)

科 目	H30決算額	R1決算額	増△減額
経常費用	118,860	119,734	875
管理業務費	34,613	35,378	765
受託業務費	553	1,108	555
寄附金事業費	1	0	△ 1
災害復旧事業費	650	563	△ 87
海外調査等業務費	118	104	△ 14
建設事業費	464	398	△ 66
一般管理費	2,502	2,835	333
事業用固定資産減価償却費等	74,587	74,830	244
財務費用	5,373	4,519	△ 854
臨時損失	347	1,252	905
当期純利益又は 当期純損失(△)	△ 1,040	△ 1,724	△ 684
合 計	118,167	119,263	1,096

○収益

(単位：百万円)

科 目	H30決算額	R1決算額	増△減額
経常収益	117,820	118,011	191
受託収入	563	1,120	557
補助金等収益	32,726	33,160	434
寄附金収益	1	0	△ 1
災害復旧事業収入	650	563	△ 87
海外調査等業務収入	52	30	△ 22
管理雑収入	1,033	938	△ 95
資産見返補助金等戻入	74,539	74,790	251
建設仮勘定見返補助金等戻入	175	—	皆減
賞与引当金見返に係る収益	—	539	皆増
固定資産売却収入	119	—	皆減
財務収益	7,938	6,858	△ 1,080
雑益	26	14	△ 12
臨時利益	347	1,252	905
合 計	118,167	119,263	1,096

- ・ 当期純損失 1,724 百万円を計上しているが、前中期目標期間繰越積立金取崩額 3,988 百万円を計上した結果、当期総利益は 2,264 百万円となる。これは、財務収益（主に割賦償還に係る受取利息）が、財務費用（主に借入金等に係る支払利息）を上回っていることによるものである。
- ・ 臨時損失には、独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 2 項に基づく譲渡収入による不要財産の固定資産売却損等を計上している。
- ・ 臨時利益には、独立行政法人通則法第 46 条の 2 第 2 項に基づく譲渡収入による不要財産の資産見返補助金等戻入等を計上している。